下水道使用料等検討委員会報告書の使用料改定について

市では、安全で安心な暮らしを支えている下水道管などの施設を維持していくために、下水道使用料を改定する議案を市議会に提案します。報告書の内容は、学識経験者や市民による委員で構成された「下水道使用料等検討委員会」で検討されたものです。

今後も下水道事業の健全な運営に向け、さらなる業務の改善や経費の縮減に取り組み、より効率的な下水道経営に向けた施策を進めていきます。

使用料改定の理由

市では、これまで職員数の削減や組織変更、未水洗化世帯に対する下水道への接続指導の強化などを行うとともに、「下水道事業経営健全化計画」に沿った業務の改善を行ってきました。しかし、依然として汚水処理に要する全ての経費を下水道使用料で賄うことができていないため、いまだ安定した下水道経営とは言えない状況です。

◎下水道施設の改築・更新費の増大が予想されます

昭和39年から建設開始され、管の耐用年数期間である50年に近づいた下水道管が改築・更新時期を迎えています。

◎下水道施設の耐震化が必要とされています

昨年発生した東日本大震災では、これまで経験のない地震動により、多くの下水道施設が被害を受けました。このような大きな地震発生時にも対応できるよう、既存の下水道施設に対して耐震診断調査と耐震化工事が必要です。

◎下水道経営は独立採算制が原則です

これまでの下水道事業の運営は、下水道使用料と一般会計予算（市税など本来、道路の補修や福祉政策などに使用する財源）から多額の繰入金（下水道使用料収入で賄いきれないために補填してもらう財源）で運営してきましたが、地方財政法第6条の規定では「その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって、これに充てなければならない」とされていて、下水道事業の運営にかかる費用は下水道使用料を充てることが原則となっています。

今後、市の一般会計予算の財政状況がますます厳しくなるため、この繰入金を抑制する必要があります。

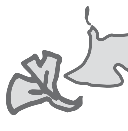

報告書の使用料改定(案)

①使用料の減免は、生活扶助受給者などに対し「全額免除」としているが、市の財政状況および多摩各市とのバランスを考慮し「10立方メートル以下の使用料のみを免除」にする

②使用料改定率は、今回の使用料改定後から10年後に、一般会計予算からの繰入金に依存しないことを目指すため、6・2％とする

以上のような検討委員会の報告を踏まえ、議会でのご意見を勘案し、使用料改定に向け慎重に検討していきます。皆様のご理解をお願い致します。

詳しくは施設管理課下水道計画係☎470・7758へ。

東久留米市暴力団排除条例を12月1日㈯から施行します

市では、安全で平穏な市民生活の確保と、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、「東久留米市暴力団排除条例」を12月1日（土）から施行します。同条例では、暴力団活動に関する市の基本理念を定め、市や市民などの責務を明確化しています。また、都暴力団排除条例（23年10月に施行）において規制の及ばない部分を補完するとともに、市の暴力団排除の取り組みを規定しています。

同条例における4つの基本理念

▼暴力団と交際しない
▼暴力団を恐れない
▼暴力団に資金を提供しない
▼暴力団を利用しない

同条例の主な内容

▼暴力団排除に関して、市や市民、事業者の責務を規定
▼市の事務事業や公の施設からの暴力団排除
▼青少年に対する暴力団排除のための教育など

同条例は市ホームページ（トップページの「防犯情報」）に掲載しているほか、地域センターや地区センター、図書館の各施設で説明用のパンフレットを配布しています。

暴力団に関することでお困りのことがありましたら、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター☎03・3291・8930または☎0120・893・240へご相談、または同センターのホームページ（http://boutsui-tokyo.com/）をご参照ください。

詳しくは市防災防犯課防災防犯係☎470・7769、または田無警察署刑事組織犯罪対策課☎467・0110（内線3810）へ。

23年度における 市の財政健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられている財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）および資金不足比率について、23年度決算に基づく指標を公表します。

健全化判断比率

23年度決算に基づく算定結果は、実質赤字比率および連結実質赤字比率が共に「―（数値なし）」となり、早期健全化基準を下回る結果となっています。また、実質公債費比率は4・5％、将来負担比率は34・4％となり、22年度に引き続き前年度と比較して改善する結果となっています。

この主な要因としては、標準財政規模が増加したこと、地方債残高が減少していることなどが挙げられます。

今後も国の定める基準に基づき、適切な財政運営に努めていきます。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計などの実質赤字額の割合を示すものです。このため、実質収支額が黒字となる場合は「―（数値無し）」と表記されます。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計などのほか、公営事業会計、公営企業会計の実質赤字額の合計が標準財政規模に占める割合を示すものです。この合計額が黒字となる場合は「―（数値無し）」と表記されます。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債元利償還金、公債費に準ずる債務負担行為など、実質的な債務全てにかかる償還額の標準財政規模に対する割合を示すもので、過去3カ年平均の数値で表されます。

健全化判断比率　※（　）は昨年度の数値。単位％

区　分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
東久留米市比率	― (―)	― (―)	4.5 (4.7)	34.4 (39.7)
早期健全化基準	12.37 (12.40)	17.37 (17.40)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)
財政再生基準	20.0 (20.0)	30.0 (35.0)	35.0 (35.0)	

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標です。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額が事業の規模に対して、どの程度あるのかを示すものであり、東久留米市は下水道事業特別会計を対象としています。

23年度は、資金不足額がないため、資金不足比率は「―（数値なし）」となっています。

※標準財政規模とは、地方自治体の標準的な一般財源の総量を示す指標で、市税、普通交付税、臨時財政対策債などが含まれます。

資本不足比率　※（　）は昨年度の数値。単位％

区　分	資金不足比率
東久留米市比率	― (―)
経営健全化基準	20.0 (20.0)

早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準

健全化判断比率のうち、一つでも早期健全化基準を超えた場合には「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を経て住民に公表するとともに都知事に報告する必要があります。

また、財政再生基準を超えた場合には「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経て住民に公表の上、都知事経由で総務大臣に報告しなければなりません。

資金不足比率についても、その比率が経営健全化基準を超えた場合には経営健全化計画を策定し、議会の議決を経た上で住民に公表し、都知事に報告する必要があります。

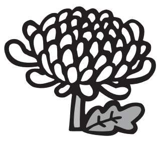

詳しくは財政課☎470・7706へ。

東村山税務署 青色決算、消費税などの説明会を行います

東村山税務署では、所得税の青色申告をしている方を対象に「青色申告決算書の作成」や「消費税および地方消費税」の説明会を開催します。

当日は「決算の仕方」を中心に、「確定申告に当たっての留意事項や青色申告決算書の作成要領」のほか、「消費税法などの概要」について説明します。また、e-Tax（イータックス）（国税電子申告・納税システム）など、多くの個人事業者に関係する事項の説明も行います。この機会をご利用ください。

【日時・対象】 12月4日㈫①午前10時～正午が不動産所得のある方②午後1時半～4時半が事業所得のある方

【会場】 市役所7階701会議室（他市の会場でも開催します。詳細は東村山税務署へ問い合わせてください）

※駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。

【ご注意】 個別相談は行いません。あらかじめご了承ください

詳しくは同署個人課税第1部門指導担当☎394・6811（内線412）へ。

※問い合わせの際は、音声案内に沿って「2」番を選択してください（市役所への問い合わせは、ご遠慮ください）。

市税などの納期限内納付にご協力ください

11月30日㈮は、国民健康保険税第5期、後期高齢者医療保険料第5期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。

詳しくは納税課☎470・7729へ。

国民年金だより

国民年金保険料の納付案内を行う事業者が変わりました

日本年金機構では、国民年金保険料の納付に関するご案内を民間委託で実施していますが、10月から次の通り事業者が変更となりました。

【事業者名称など】 株式会社オリエントコーポレーション☎0120・217・736（訪問時の不在票に記載されている電話番号は☎093・563・6117）

過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある場合は、前記受託事業者から電話や文書、戸別訪問などにより、納付や免除などの申請手続きのご案内をさせていただく場合があります。

この民間委託は、国民年金保険料の収納業務の一部を民間事業者に委託し、低コストでより良いサービスの提供を目指して実施するものです。

詳しくは武蔵野年金事務所☎0422・56・1411へ。

募集

心身障害児通園施設「わかくさ学園」臨時職員

【勤務内容】 栄養士

【雇用期間・勤務時間】 12月20日～25年3月31日（更新あり）のおおむね午前8時半～午後5時。週5日。時間などは応相談

【勤務場所】 わかくさ学園（南沢4ノ7ノ18）

【時給】 1070円（交通費は別途支給）

【募集人員】 1人

申し込みは12月5日㈬までに、履歴書（写真添付）と栄養士免許証の写しを同学園へ直接持参してください。

※書類選考の上、決定します。

詳しくは同学園・小林☎467・3275へ。